

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス価格高騰対策費	①LPガスの価格高騰に対応するため、一般家庭等で使用するLPガス料金の値引を行う小売事業者及び工業用としてLPガスを使用する中小企業者に対し支援金を支給する。 ②委託料 ア(小売事業者向け) 一般生活者へのLPガス料金の値引実施額及び実施に要する事務経費 ※令和7年7～9月分の支援として、8月又は9月検針分のみから値引 イ(工業用消費者向け)LPガス料金支援金 ※対象期間:令和7年7～9月 ③ア(小売事業者向け) (ア)一般生活者等への値引分の支援 426,144千円(見込) 1契約当たり上限1,200円を値引 契約356,081件(見込) (イ)小売事業者事務費 65,893千円(見込) ・1,000件未満 :151,000円×265者 ・1,000件以上2,000件未満:236,000円×37者 ・2,000件以上5,000件未満:321,000円×32者 ・5,000件以上 :491,000円×14者 イ(工業用消費者向け) 14,415千円 40円/㎡×360,374㎡ ウ 受託事業者の事務費 24,122千円(見込) ④ア:一般家庭等で使用するLPガス料金の値引を行う小売事業者 イ:工業用としてLPガスを使用し、LPガスの貯蔵施設を有する中小企業者	R7.7	R9.3
2	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助	①原油価格・物価高騰の影響に対し、冬季期間における生活困窮者の経済的負担軽減を図るため、市町村が、光熱費及び防寒用品等に係る費用を助成する場合に要する経費を補助しようとするもの ②市町村が実施する生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費に要する経費 ③対象経費に相当する額の合計額と1世帯当たりの基準額7,000円に助成世帯数を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額の2分の1以内の額 ・高齢者世帯 78,357世帯、274,249.5千円 ・障がい者世帯 21,182世帯、74,137千円 ・ひとり親世帯 3,840世帯、13,440千円 ・その他準ずる世帯 10世帯、35千円 ・被保護世帯 9,771世帯、34,198.5千円 ※交付金対象経費は、市町村ごとに「上記区分の合計×基準額7,000円」で積算しているため、上記区分の合計(396,060千円)と一致しない。 ④市町村民税が非課税世帯のうち、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯若しくはこれらに準ずる世帯又は生活保護法に基づく被保護世帯	R7.10	R9.3
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	いわてリハビリテーションセンター管理運営費(指定管理料(価格高騰対応))	①原油価格高騰により影響が見込まれるいわてリハビリテーションセンターの光熱費等に要する経費 ②指定管理料 ③積算根拠 ・燃料費:(R7単価-R3単価)*R7使用見込み 重油4,900,600円+ガソリン138,496円+▲22,460円=5,016千円 ・電気量:(R7単価-R3単価)*R7使用見込み=11,554千円 ・給食材料費:(R7単価-R3単価)*R7使用見込み=419千円 ・診療材料費:R7単価>R3単価となっている品目を対象 9,054千円+(9054/8ヶ月*4ヶ月)=13,581千円 ※委託料:賃上げ、物価高騰の影響を受ける業務を対象とし、R7見込みとR3実績の差額から影響額を積算8,768千円 ※保守料:賃上げ、物価高騰の影響を受ける業務を対象とし、R7見込みとR3実績の差額から影響額を積算1,222千円 ※賃借料:賃上げ、物価高騰の影響を受ける業務を対象とし、R7見込みとR3実績の差額から影響額を積算2,112千円 ※調整:国経済対策(医療分野における物価上昇に対する支援)による給付見込額を調整(マイナス) 国経済対策見込額 111千円(1床当たり)×100床=11,100千円 (※分は、国の経済対策により対応。本交付金充当に含まない。) ④公益財団法人いわてリハビリテーションセンター(いわてリハビリテーションセンター指定管理者)	R7.4	R9.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	県立病院等事業会計負担金(物価高騰対応分(R7予備費分))	①地方公営企業法第17条の2に規定された経費(結核、精神、救急等不採算部門の運営費及び共済組合の追加費用)のうち原油価格高騰により影響が見込まれる経費について負担するもの ② ・燃料費+158,938千円(A重油:R3とR6の各月単価差×R7使用量見込=156,386千円、ガソリン:R3とR7の各月単価差×R7使用量見込=580千円、灯油:R3とR7の各月単価差×R7使用量見込=1,930千円、軽油:R3とR7の各月単価差×R7使用量見込=42千円) ・光熱水費(電気料)+482,230千円(1,672,662千円(R7見込)-1,190,432千円(R3単価×R7見込電力量))=482,230千円) ・給食材料費+103,438千円(47,59円(R3とR7の単価差)×2,173,517食(R7見込食数))=103,438千円) ・診療材料費+286,090千円(R3とR7の各月各品目毎の単価差×R7使用量見込=286,090千円) ・薬品費+136,966千円(R3とR7の各月各品目毎の単価差×R7使用量見込=136,966千円) ・委託料+474,886千円(R3実績とR7見込額の差額=474,886千円) ・保守料+335,686千円(R3実績とR7見込額の差額=335,686千円) ・賃借料+60,536千円(R3実績とR7見込額の差額=60,536千円) ※ No.10・11は同一事業であるため、上記の積算はこれらを合算したものの(交付対象経費総額2,038,770千円、うち908,866千円に交付金を充当)。 ③R3年単価とR7年単価(見込)との差額に使用量(見込)を乗じて影響額を積算、買上げ物価上昇の影響を受ける業務を対象としてR3実績とR7見込額の差額から影響額を算出 ④岩手県立病院	R7.4	R8.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	県立病院等事業会計負担金(物価高騰対応分(R7経済対策分))	①地方公営企業法第17条の2に規定された経費(結核、精神、救急等不採算部門の運営費及び共済組合の追加費用)のうち原油価格高騰により影響が見込まれる経費について負担するもの ② ・燃料費+158,938千円(A重油:R3とR6の各月単価差×R7使用量見込=156,386千円、ガソリン:R3とR7の各月単価差×R7使用量見込=580千円、灯油:R3とR7の各月単価差×R7使用量見込=1,930千円、軽油:R3とR7の各月単価差×R7使用量見込=42千円) ・光熱水費(電気料)+482,230千円(1,672,662千円(R7見込)-1,190,432千円(R3単価×R7見込電力量))=482,230千円) ・給食材料費+103,438千円(47,59円(R3とR7の単価差)×2,173,517食(R7見込食数))=103,438千円) ・診療材料費+286,090千円(R3とR7の各月各品目毎の単価差×R7使用量見込=286,090千円) ・薬品費+136,966千円(R3とR7の各月各品目毎の単価差×R7使用量見込=136,966千円) ・委託料+474,886千円(R3実績とR7見込額の差額=474,886千円) ・保守料+335,686千円(R3実績とR7見込額の差額=335,686千円) ・賃借料+60,536千円(R3実績とR7見込額の差額=60,536千円) ※ No.10・11は同一事業であるため、上記の積算はこれらを合算したものの(交付対象経費総額2,038,770千円、うち1,129,904千円に交付金を充当)。 ③R3年単価とR7年単価(見込)との差額に使用量(見込)を乗じて影響額を積算、買上げ物価上昇の影響を受ける業務を対象としてR3実績とR7見込額の差額から影響額を算出 ④岩手県立病院	R7.4	R9.3
6	④消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス価格高騰対策費(R7経済対策)	①LPガスの価格高騰に対応するため、一般家庭等で使用するLPガス料金の値引を行う小売事業者及び工業用としてLPガスを使用する中小企業者に対し支援金を支給する。 ②委託料 ア(小売事業者向け) 一般生活者へのLPガス料金の値引実施額及び実施に要する事務経費 ※令和8年1～3月分の支援として、2月又は3月検針分のガス料金から値引 イ(工業用消費者向け)LPガス料金支援金 ※対象期間:令和8年1～3月 ③ア(小売事業者向け) (ア)一般生活者等への値引分の支援 703,000千円 1契約当たり上限1,900円を値引 契約370,000件 (イ)小売事業者事務費 76,568千円 ・1,000件未満 :156,000円×312者 ・1,000件以上2,000件未満:244,000円×43者 ・2,000件以上5,000件未満:332,000円×31者 ・5,000件以上 :508,000円×14者 イ(工業用消費者向け) 30,240千円 35円/m ³ ×月288,000m ³ ×3ヶ月 ウ 受託事業者の事務費 30,983千円 ④ア:一般家庭等で使用するLPガス料金の値引を行う小売事業者 イ:工業用としてLPガスを使用し、LPガスの貯蔵施設を有する中小企業者	R8.1	R9.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑩推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	総合防災センター管理運営費(指定管理施設光熱費高騰分)	①原油価格高騰により影響が見込まれる総合防災センターの燃料費に要する経費 ②指定管理業務委託料の増分(重油購入量) ・岩手県総合防災センター: +47千円 ③高騰している現在の単価を使用して年間使用見込を積算し、指定管理料の精算経費上限額を上回った部分について要求。 <積算> 重油の使用期間5か月(11月から3月)分を年間使用見込として計上 ・現在の重油単価(R7.12.1時点)による年間使用見込 138.6円×1,200ℓ×5月=831,600円・A ・年度協定締結単価による年間使用見込(指定管理料の清算経費上限額) 130.9円×1,200ℓ×5月=785,400円・B ・要求額 A-B=46,200円≒47千円 ④岩手県総合防災センター	R7.4	R9.3
8	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	バス事業者運行支援緊急対策交付金	①燃料費高騰の影響を受けている乗合バス事業者に対して、安全・安定した運行の維持を支援するための運行支援交付金を交付するもの。 ②③ R3.4からR7.10、12の軽油価格の上がり幅に基づき、車両1台当たりの交付単価を算出 ・R7.10～11月 軽油単価の上昇額(24.1円)×支援率(1/3)×営業用バスの標準軽油使用量(9,950L/台)×2/12(2か月分) ・R7.12～3月 軽油単価の上昇額(15.7円)×支援率(1/3)×営業用バスの標準軽油使用量(9,950L/台)×4/12(4か月分) 30千円(1台当たり単価)×540台=16,200千円 ④県内乗合バス事業者	R8.1	R9.3
9	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	タクシー事業者運行支援緊急対策交付金	①燃料費高騰の影響を受けているタクシー事業者に対して、安全・安定した運行の維持を支援するための運行支援交付金を交付するもの。 ②③ タクシー車両1台当たりの年間オートガス価格高騰影響額93千円×1/2(半期分)×1/3(支援率) 15千円×1,815台=27,225千円 ④県内タクシー事業者	R8.1	R9.3
10	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校運営費補助(価格高騰対応)(R7経済対策)	①原油価格や物価高騰の影響を受ける私立学校に対し、価格上昇によるかかり増し経費の一部を支援することで、私立学校の経営の健全性の維持及び児童生徒等の就学上の負担軽減を図るもの。 ②18節負担金、補助金及び交付金 24,375千円 ③(電気・ガス・燃料料金のかかり増し分)の1/2以内、上限975千円 975千円×25校=24,375千円 ④私学助成を受ける県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園及び専修学校(計25校)の設置者	R7.10	R9.3
11	⑩推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	県民会館管理運営費(価格高騰対応)	①原油価格・物価高騰の影響が見込まれる県民会館の指定管理料(光熱費)を増額。 ②委託料:1,475千円 ③指定管理料:1,475千円 ※1 算定方法: (R7.11実績単価-R7当初予算編成時単価(R6.9時点単価))×R7.4～11使用量実績 + R7.12以降単価見込 × R7.12～R8.3使用量見込(過去2か年平均) ※2 算定結果: 電気1,871,324円、重油▲402,610円、ガソリン▲3,996円、都市ガス9,974円 ④県民会館利用者	R7.4	R9.3
12	⑩推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公会堂管理運営費(価格高騰対応)	①原油価格・物価高騰の影響が見込まれる公会堂の指定管理料(光熱費)を増額。 ②委託料:413千円 ③指定管理料:413千円 ※1 算定方法: (R7.11実績単価-R7当初予算編成時単価(R6.9時点単価))×R7.4～11使用量実績 + R7.12以降単価見込 × R7.12～R8.3使用量見込(過去2か年平均) ※2 算定結果: 電気140,633円、重油270,047円、都市ガス1,721円 ④岩手県公会堂利用者	R7.4	R9.3
13	⑩推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	平泉ガイダンスセンター管理運営費(価格高騰対応)	①原油価格・物価高騰の影響が見込まれる平泉ガイダンスセンターの指定管理料(光熱費)を増額。 ②委託料:530千円 ③指定管理料:530千円 ※1 算定方法: (R7.11実績単価-R7当初予算編成時単価(R6.9時点単価))×R7.4～11使用量実績 + R7.12以降単価見込 × R7.12～R8.3使用量見込(過去2か年平均) ※2 算定結果: 電気529,641円 ④平泉ガイダンスセンター利用者	R7.4	R9.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
14	⑪推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	スポーツ施設管理運営費 (価格高騰対応)	①原油価格・物価高騰の影響が見込まれるスポーツ施設の指定管理料(光熱費)を増額。 ②委託料:4,969千円 ③指定管理料:4,969千円 ※1 算定方法: (R7.11実績単価-R7当初予算編成時単価(R6.9時点単価)) × R7.4~11使用量実績 + R7.12以降単価見込 × R7.12~R8.3使用量見込(過去2か年平均) ※2 算定結果: 電気3,395,151円、ガソリン▲38,221円、軽油▲4,578円、灯油54,217円、重油1,429,916円、131,530円 ④岩手県営スポーツ施設(8施設)利用者	R7.4	R9.3
15	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通EV等導入支援事業費	①地域公共交通事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和のため、バス事業者、タクシー事業者等がEVバス、EVタクシー等を導入する経費を支援するもの。 ②補助金 ③ア EVバス・EVバス用充放電設備導入補助 補助率 EVバス:1/3、充放電設備:1/4、上限額20,000千円 補助想定件数 8件 8件×上限額20,000千円=160,000千円 イ EV・PHVタクシー等タクシー用充放電設備導入補助 補助率 EV:1/4、上限額600千円、PHV:1/4、上限額300千円、充放電設備:1/4、上限375千円 補助想定件数 1件(EVタクシーを想定) 1件×上限額975千円(EVタクシー上限額600千円+充放電設備上限375千円)=975千円 ④ア バス事業者 イ タクシー事業者等	R8.2	R9.3
16	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援費(社会福祉総務)	①物価高騰により、光熱費及び食材料費が高騰している救護施設の負担を軽減し、適切な福祉サービスの提供を維持するため、支援金を交付するもの。 ②委託料(支給業務は外部に委託。No.25の委託費に計上) ③定員160名×13.7千円 ④救護施設2か所	R8.2	R9.3
17	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援費(障がい福祉)	①物価高騰により光熱費及び食材料費が高騰している障害福祉サービス事業所等の負担を軽減し、適切な障害福祉サービスの提供を維持するため支援金を給付するもの。 ②委託料(支給業務は外部に委託。No.25の委託費に計上) ③通所系799事業所×114千円、入所系5,653人×13.7千円、訪問・相談系755事業所×39千円 ④障害福祉サービス事業所等	R8.2	R9.3
18	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援費(老人福祉)	①物価高騰により光熱費・食材料費及び燃料費が高騰している介護施設等の負担を軽減し、適切な介護サービスの提供を維持するため支援金を給付するもの。 ②③ ・支援金447,335千円 (通所系事業所 136千円/事業所×総事業所数635箇所 入所系事業所 13.7千円/定員1人×総定員数23,442人 訪問・相談系事業所 39千円/事業所×総事業所数1,021箇所) ・委託料87,937千円(No.23, 24, 26, 27, 28, 30の委託費を含む。) (内訳:人件費 40,882千円、事業費 31,793千円、 一般管理費 7,268千円、消費税 7,994千円) ④介護サービス事業所等	R8.2	R9.3
19	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援費(児童福祉総務)	①物価高騰により、光熱費及び食材料費の高騰の影響を受けている児童養護施設等の負担を軽減するため、支援金を給付するもの。 ②委託料(支給業務は外部に委託。No.25の委託費に計上) ③④ 児童養護施設(6施設) 定員238人×13.7千円 乳児院(2施設) 定員41人×13.7千円 児童心理治療施設(1施設) 定員29人×13.7千円 婦人保護施設(1施設) 定員20人×13.7千円	R8.2	R9.3
20	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療施設等物価高騰対策支援費(医務)(その1)	①物価高騰により、光熱費及び食材料費が高騰している医療機関等の負担を軽減するため、県内医療機関等に支援金を支給するもの。 ②委託料(支給業務は外部に委託。No.25の委託費に計上) ③【病院・有床診療所への基礎支援金】230千円×114機関 【病院・有床診療所への加算支援金】12千円×10,925床 【特別高圧を受電する医療機関への加算支援金】21千円×950床 【無床診療所・歯科診療所・助産所への基礎支援金】115千円×1,126機関 【施術所への基礎支援金】38千円×332機関 ④病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、助産所、施術所	R8.2	R9.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
21	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療施設等物価高騰対策支援費(医務)(その2)	①物価高騰により、光熱費及び食材料料費が高騰している医療機関等の負担を軽減するため、県内医療機関等に支援金を支給するもの。 ②委託料(支給業務は外部に委託。No.25の委託費に計上) ③【食材料料費支援金】9.3千円×10,925床 ④病院、有床診療所	R8.2	R9.3
22	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	看護職員確保対策費(看護師等養成所運営費補助)	①民間立看護師等養成所が負担する光熱費のうち、原油・物価高騰によりかかるとなった経費を一部補助することにより、養成所の安定した運営と学生の修学上の負担軽減を図るもの。 ②補助金 ③1,950千円×1/2×7養成所 ④民間立看護師等養成所	R8.2	R9.3
23	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療施設等物価高騰対策支援費(業務)	①物価高騰により、光熱費が高騰している薬局の負担を軽減するため、支援金を給付するもの。 ②委託料(支給業務は外部に委託。No.25の委託費に計上) ③630件×38千円 ④保険薬局	R8.2	R9.3
24	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	ふれあいランド岩手管理運営費(ふれあいランド岩手指定管理料)【物価高騰対応】	①原油価格高騰により影響が見込まれるふれあいランド岩手の光熱費及び燃料費に要する経費 ②指定管理業務委託料の増分(電気6,317,170円、ガソリン-111円、軽油-24,053円、灯油0円、プロパン172,407円、重油11,090,480円。重油は精算経費であり、基本協定締結(R7)時の計画額(27,274,000円)と実績見込額(38,364,480円)の差額を補填するもの。それ以外の経費については、過去の契約実績単価と今年度の契約実績単価及び見込の差額から積算を行ったもの。) ③電気料金:6,317,170円 + 燃料費(重油以外):148,243円+重油:11,090,480円=17,555,893円(17,556千円) ④社会福祉法人岩手県社会福祉協議会(ふれあいランド岩手指定管理者)	R7.4	R9.3
25	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	療育センター管理運営費(療育センター指定管理料)【物価高騰対応】	①物価高騰の影響により、食材料料費等が高騰しているところ、県立療育センターが県民に対しサービスを継続して提供するために要する経費を支援するもの。 ②指定管理業務委託料の増 ③給食材料費1,104千円+診療材料費10,484千円+委託料18,120千円+保守料2,098千円+賃借料9,630千円-調整額▲6,660千円(国経済対策による給付見込額分111千円×60床)=34,776千円 ④社会福祉法人岩手県社会福祉事業団(県立療育センター指定管理者)	R7.4	R9.3
26	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	岩手県物価高騰対策賃上げ支援費	①最低賃金の大幅な上昇が続く中、中小企業等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、支援金を支給する。 ②委託料 2,714,000千円(支援金原資及び事務費) ③支援金原資 2,540,000千円 (想定:60千円/人×33,000人=1,980,000千円 80千円/人×7,000人=560,000千円) 事務費174,000千円 計2,714,000千円(交付対象経費2,714,000千円) ④令和7年10月1日から令和8年9月30日の間に、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して時給60円以上引き上げていること。最低1月以上、引上げ後の賃金支給実績があり、その賃金水準を1年間継続すること。	R8.1	R9.3
27	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	運輸事業者運行支援緊急対策費	①燃料価格高騰により営業収益が減少している貨物自動車運送事業者の事業継続を支援し、安全かつ安定した貨物輸送の維持・確保を図るため、燃料購入費の一部を支給する。 ②委託費227,304千円 ③支援金原資16,000円/台×13,894台=222,304千円 事務委託経費5,000千円 計227,304千円 ④県内に本社を置く貨物自動車運送事業を営む事業者 または県内に営業所を有する貨物自動車運送事業を営む事業者のうち中小企業基本法に定める事業者	R8.1	R9.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
28	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県産酒米安定確保支援事業費	①県内の酒蔵において、原料米価格の急激な高騰により、生産計画に沿った安定的な原料米の確保に苦慮する状況となっており、今後の清酒の製造量の減少等の影響が生じることが懸念されることから、令和7年度県産原料米の仕入れ経費の高騰分の一部を助成することにより、価格高騰の影響を緊急的に緩和し、今後の県産日本酒と県産酒米それぞれの安定的な生産につなげることを目的として実施するもの。 ②補助金 116,000千円 ③補助率:1/2以内 補助基準額:県酒造組合と全農いわてとの契約額に係る令和6年度産米と令和7年度産米の価格上昇分 〈酒造好適米〉1俵あたり13,070円 〈加工用米〉1俵あたり9,800円 (1)補助基準額×原料米仕入数量(俵)×1/2 (2)(R7仕入平均単価)-(R6仕入平均単価)×R7原料米仕入数量(俵)×1/2 ※なお、補助額については(1)と(2)のいずれか少ない額 【県酒造組合帳合分】 〈酒造好適米〉13,070円×11,000俵×1/2=71,885千円 〈加工用米〉9,800円×7,000俵×1/2=34,300千円 ⇒〈酒造好適米〉+〈加工用米〉=106,185千円 【酒蔵独自調達分】 〈酒造好適米〉13,070円×7,000俵×1/2=45,745千円 〈加工用米〉9,800円×2,000俵×1/2=9,800千円 ⇒〈酒造好適米〉+〈加工用米〉=55,545千円 【県酒造組合帳合分】+【酒蔵独自調達分】=161,730千円 ④県内清酒製造業者	R8.3	R9.3
29	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水産加工業原材料調達円滑化対策事業	①県内水産加工業者の安定的な原材料調達にあたって、主要魚種の不漁による原材料価格の高騰に加えて、調達先を県外や国外に変更することによる新たな調達先の確保等に係る経費が増額となるなどの課題があることから、仕入れ価格の高騰分等の一部を補助し、事業者の原材料調達を支援するもの。 ②委託料 127,600千円 補助金原資 116,000千円 事務費 11,600千円 ③補助率:1/2以内 補助上限額:1,000千円 補助額(算定式): (1)自社の水産加工品の原料となる水産物の仕入れ経費に係る令和5年度又は令和6年度と、令和7年度の価格上昇分×1/2 (2)原料の調達先や調達方法の変更に係る令和5年度又は令和6年度と、令和7年度の価格上昇分×1/2 ※令和5年度と令和6年度いずれか経費が低い年度と比較 必要額積算: 補助原資:上限額1,000千円×県内水産加工業者116事業者=116,000千円 事務費:補助原資×10%=11,600千円 合計127,600千円 ④県内に本社がある水産加工業者	R8.3	R9.3
30	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業者等物価高騰・価格転嫁支援事業費補助	①県内中小企業者等が物価高騰対策や適切な価格転嫁等に向けて行う取組を支援するため、商工指導団体等に対して、専門家派遣に要する経費について補助しようとするもの。 ②商工指導団体等が専門家派遣を実施するに当たって要する謝金、旅費、消耗品費、燃料費、通信運搬費、使用料及び賃借料 ③1回当たりの専門家派遣想定費用:69千円、想定派遣回数:550回 ④商工指導団体等	R8.3	R9.3
31	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助	①適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げのための環境整備に取り組む県内の中小企業・小規模事業者を支援するため、生産性向上に向けた設備投資やデジタル化等に要する経費に対し、補助しようとするもの。 ②③④「中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助」事業:1億5,000万円(通常枠1億円 + 複数事業者連携枠2,000万円 + デジタル活用枠3,000万円) (1)通常枠(従来枠):1億円 ・補助対象者 給与支給総額年率平均2.0%以上増加見込みである経営革新計画の承認を受け、パートナーシップ構築宣言を実施済みの者 ・補助対象経費 生産性の向上を図り、価格転嫁や賃上げのための環境整備に向けた設備投資、人材育成及び販路開拓等に要する経費(補助率2/3、200万円/件、想定件数50件) (2)複数事業者連携枠:2,000万円 ・補助対象者 1者以上が経営革新計画の承認を受けている、2者以上の中小企業者等で構成されるグループ(県は中小企業団体中央会へ補助) ・補助対象経費 事業全体の高付加価値化を図り、賃上げのための環境整備に向けた設備投資、人材育成及び販路開拓等に要する経費(補助率2/3、200万円/件、想定件数10件) (3)デジタル活用枠(省力化投資枠):3,000万円 ・補助対象者 持続的な経営に向けて、生産性向上を目的としたデジタル化に取り組む中小企業者等 ・補助対象経費(補助率1/2、100万円/件、想定件数30件) 人手不足の課題に対応するためのデジタル技術導入等、生産性向上に向けた設備投資等に要する経費	R8.3	R9.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
32	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業者等経営改善支援事業費補助	①県内中小企業者等が経営改善等に向けて行う取組を支援するため、岩手県信用保証協会に対して、専門家派遣に要する経費について補助しようとするもの。 ②岩手県信用保証協会が実施する中小企業者等(売上高1億円未満かつ負債額1億円未満を想定)に対する経営計画策定等に係る専門家派遣に要する経費(謝金) ③補助想定件数 50者、補助上限金額 400千円 ④岩手県信用保証協会	R8.3	R9.3
33	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金	①燃料費高騰の影響を受けている貸切バス事業者の事業継続を支援することにより、観光振興及び地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内で交付金を交付するもの。 ②交付金19,890千円 ③支援金原資30千円×663台=19,890千円 ④岩手県内に国土交通省東北運輸局岩手運輸支局に登録されている一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両を保有する事業所がある者	R8.1	R9.3
34	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	いわて教育旅行催行支援緊急対策費	①宿泊施設・貸切バス事業者に対して、価格転嫁が困難な教育旅行の受け入れやバス運行を支援するもの。 ②委託費165,132千円 ③支援金原資 宿泊費用助成:1千円×73,538人泊=73,538千円 バス費用助成:83,400千円 事務委託経費8,194千円 計165,132千円 ④対象者:観光関連事業者 対象期間:令和7年10月1日宿泊分から令和8年9月30日宿泊分まで 対象経費:県内での宿泊を伴う教育旅行にかかる宿泊代金及びバス借上げ料金	R8.1	R9.3
35	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金	①国の電気料金負担軽減策の支援を受けられない、県内で特別高圧電力を契約している中小企業者や特別高圧電力を契約している施設に入居して電気料金を負担している中小企業者等に対して、電気料金の一部を支援するもの。 ②負担金、補助及び交付金44,058千円 ③支援金原資44,058千円 R7.7、9月:8,354,644kWh×@1.0円×1.1(バフア分)=9,190,109円 R7.8月:4,197,395kWh×@1.2円×1.1(バフア分)=5,540,562円 R8.1、2月:9,890,694kWh×@2.3円×1.1(バフア分)=25,023,455円 R8.3月:4,890,297kWh×@0.8円×1.1(バフア分)=4,303,461円 ④県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業者等及び特別高圧電力を契約している商業施設等で特別高圧電力を利用し電気料金を負担している中小企業者等	R7.7	R9.3
36	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	管理運営費(岩洞湖家族旅行村指定管理料)(指定管理施設光熱費高騰分)	①原油価格高騰等に伴う岩手県立岩洞湖家族旅行村における光熱水費の高騰相当分を充当し、施設の安定的な管理運営を図るもの。 ②指定管理業務委託料の増分 ・光熱水費(高騰相当分):48千円 (内訳) 電気代…51,022円 旅行村(岩洞湖レクボンプ室):27,586円 岩洞湖管理棟:22,630円 旅行村おまつり広場トイレ:185円 岩洞湖家族旅行村ピクニック広場:621円 ガソリン代…▲6,778円 灯油…▲342円 プロパン代…3,473円 よって、 51,022円+▲6,778円+▲342円+3,473円 = 47,375円 ≒ 47千円 ③R7当初予算編成時の単価と現在の単価の差に使用量(見込)を乗じて高騰分を積算。 ④岩手県立岩洞湖家族旅行村	R7.4	R9.3
37	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	管理運営費(岩手産業文化センター)(指定管理施設光熱費高騰分)	①原油価格高騰等に伴う岩手産業文化センターにおける光熱費の高騰相当分を充当し、センターの運営を支援するもの。 ②指定管理料のうち光熱水費の増分 (内訳) 電気料金増分 1,242千円 燃料調整費相当分 1,350千円 ③R7当初予算編成時の単価と現在の単価の差に使用量(見込)を乗じて高騰分を積算。 ④岩手産業文化センター	R7.4	R9.3
38	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助(R7経済対策)	①肥料原料の輸入価格の上昇により肥料価格が高騰していることから、化学肥料使用量の低減や、化学肥料の一部を堆肥等に代替するに必要な機械を導入することで、肥料コストの低減を図るもの。 ②上記機械の導入に対する支援(補助率1/2以内) ③補助上限3,000千円×5件(要望調査に基づく積算) ④事業実施主体:農業法人、3戸以上の農業者で組織する農業者グループ、集落営農組織、コントラクター 対象機械:側条施肥機、局所施肥機、マニユアスプレッター、ブロードキャスター、ライムソー等	R7.12	R9.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
39	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	スマート農業機械等導入緊急対策費補助(R7経済対策)	①農業生産資材の価格が高騰していることから、農業経営の低コスト化や省力化への取組に必要なスマート農業機械等の導入を支援するもの。 ②上記機械等の導入に対する支援(補助率1/2以内) ③要望調査に基づく積算(20経営体におけるスマート農業機械等の導入経費131,681千円) ④事業実施主体:農業法人、3戸以上の農業者で組織する農業者グループ、集落営農組織 対象機械:自動操舵機能付きトラクタ、農業用ドローン、情報収集(食味・収量・水分)センサー付きコンバイン、自立走行式無人草刈機等の機械、水田等で使用する水位センサー等の機器及びICTやIoTの技術を活用した環境制御装置及び環境制御装置と一体的に整備する施設等	R7.12	R9.3
40	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	配合飼料価格安定緊急対策費補助(R7経済対策)	①配合飼料価格の高騰による畜産経営体への影響を緩和するため、配合飼料購入費の価格上昇分に対して、補助しようとするもの。 ②畜産経営体への補助に要する経費及び事務費 ③補助金:2千円/t×延701,240t=1,402,480千円(2期分) 事務費:900円/回×2,600件×2=4,680千円 ④農業団体等(JA全農くみあい飼料(株)等)	R7.12	R9.3
41	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助【県単分】(R7経済対策)	①農業水利施設の省エネルギー化を推進し、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を促すため、省エネルギー化に取り組み土地改良区に対し支援するもの。 ②土地改良区への補助金 ③補助対象経費:6,000千円(電気料高騰分)×補助率1/2 ④補助対象者:土地改良区	R7.12	R9.3
42	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	森林公園管理運営費(指定管理者制度分)(指定管理施設光熱費高騰分)	①原油価格高騰等に伴う県立森林公園における光熱費の高騰相当分経費を充当し、安定的な施設運営を図るもの。 ②光熱費(高騰相当分)770千円 ③高騰している現在の単価を使用して年間使用見込を積算し、指定管理料の決定時(初年度)の積算額を上回った部分について要求。 ※以下、主なもの 【県民の森】 ・電気料 R7:2,458,552円-初年度:2,031,532円=427,020円 ・ガソリン R7:181,078円-初年度:161,102円=19,976円 ・灯油 R7:714,158円-初年度:628,299円=85,859円 ・軽油 R7:79,193円-初年度:75,669円=3,524円 ・プロパン R7:6,475円-初年度:4,514円=1,961円 → 小計 538,340円=539千円 【滝沢森林公園】 ・電気料 R7:429,133円-初年度:382,386円=46,747円 ・ガソリン R7:116,507円-初年度:105,611円=10,896円 ・灯油 R7:436,614円-初年度:356,926円=79,688円 → 小計 137,331円=138千円 【5公園合計】 770千円 ④各県立森林公園(県民の森、滝沢森林公園、千貫石森林公園、大窪山森林公園、折爪岳森林公園)の指定管理者	R7.4	R9.3
43	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水産科学館管理運営費(指定管理施設光熱費高騰分)	①原油価格高騰等に伴う県立水産科学館における光熱水費の高騰相当分経費を充当し、安定的な施設運営を図るもの。 ②光熱費(高騰相当分)1,731千円 ③高騰している現在の単価を使用して年間使用見込を積算し、指定管理料の決定時(初年度)の積算額を上回った部分について要求。 ・電気料 R7:5,891,518円-初年度:4,474,817円=1,416,701円 ・ガソリン R7:176,233円×476,000=83,887円 初年度:159,72円×476,000=76,026円 高騰相当分:83,887円-76,026円=7,861円 ・灯油 R7:120,559円×1,1320=136,473円 初年度:113,74円×1,1320=128,753円 高騰相当分:136,473円-128,753円=7,720円 ・重油 R7:136.95円×12,8900=1,765,286円 初年度:113.80円×12,8900=1,466,882円 高騰相当分:1,765,286円-1,466,882円=298,404円 ・プロパン R7:980円×1.2㎡=1,176円 初年度:760円×1.2㎡=912円 高騰相当分:1,176円-912円=264円 →高騰相当分計 1,730,950円=1,731千円 ④県立水産科学館の指定管理者	R7.4	R9.3
44	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	管理運営費(指定管理施設光熱費高騰分(種市フィッシャリーナ))	①原油価格高騰等に伴う種市フィッシャリーナにおける光熱水費の高騰相当分経費を充当し、安定的な施設運営を図るもの。 ②光熱費(高騰相当分)85千円 ③高騰している現在の単価を使用して年間使用見込を積算し、指定管理開始時(初年度)の支出額を上回った部分について要求。 ・電気料 R7所要額:504,406円-R7燃油等基礎分:419,254円=85,152円 ④種市フィッシャリーナの指定管理者(現:洋野町)	R7.4	R9.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
45	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	広域公園管理費(広域公園等管理(光熱費高騰分))	①物価高騰の影響が見込まれる県立都市公園の指定管理料(光熱費)を増額。 ②委託料:1,809千円(内訳) ・花巻広域 899千円(燃料費調整額△976,000円、基本料金差283,000円、電力量料金差1,541,000円、再エネ賦課金51,000円) ・御所湖広域公園 910千円(燃料費調整単価△628,000円、基本料金差507,000円、電力量料金差998,000円、再エネ賦課金33,000円) ③指定管理者が契約時に策定した収支計算書をもとに、策定期間からの電気料等の上がり幅を算出し、令和7年度の使用(見込)量に乗じた所要額を要求。(算出方法) ・燃料費調整額:使用電力量×燃料費調整単価 ・基本料金差:契約電力×基本料金増額分(352円/KW) ・電力量料金差:使用電力量×電力量料金増額分(3.97円/KW～16.09円/KW) ・再エネ賦課金:使用電力量×再エネ賦課金増額分(0.04円/KW) ④各県立都市公園(御所湖広域公園、花巻広域公園)の指定管理者	R7.4	R9.3
46	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食物価高騰対策等支援費(県立中学校)	①物価高騰に伴う学校給食用牛乳の価格の上昇に対応した学校給食等を実施するため、R7.10月からR8.3月までにおける保護者の給食費負担の軽減を図るもの ②牛乳1本のR4.4月時点の単価とR7.4月時点の単価の差(13,467円) ③単価13,467円×食数見込11,760本=158,379円≒159千円 ④県立中学校(1校)に通う生徒の保護者(教職員を除く)	R7.10	R9.3
47	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食物価高騰対策等支援費(定時制高等学校)	①物価高騰に伴う学校給食食材等の価格の上昇に対応した学校給食等を実施するため、R7.10月からR8.3月までにおける生徒の給食費負担の軽減を図るもの ②給食1食のR4.4月時点の単価とR7.4月時点の単価の差(43,467円) ③単価43,467円×食数見込291食=12,649円≒13千円 ④県立定時制高等学校(1校)に通う生徒(教職員を除く)	R7.10	R9.3
48	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食物価高騰対策等支援費(特別支援学校)	①物価高騰に伴う学校給食食材等の価格の上昇に対応した学校給食等を実施するため、R7.10月からR8.3月までにおける保護者の給食費負担の軽減を図るもの。 ②給食1食(牛乳1本)のR4.4月時点の単価とR7.4月時点及びR7.11月の単価の差 【R7.10】 給食69円、寄宿舎給食151円、牛乳14円 【R7.11～R8.3】 給食106円、寄宿舎給食239円、牛乳14円 ③単価×食数 【R7.10】 給食:69円×17,051食=1,176,519円 寄宿舎給食:151円×2,497食=377,047円 牛乳:14円×152本=2,128円 【R7.11～R8.3】 給食:106円×64,651食=6,853,006円 寄宿舎給食:239円×10,584食=2,529,576円 牛乳:14円×823本=11,522円 【合計】 10,949,798円≒10,950千円 うち重点支援地方交付金:2,977,075円≒2,977千円 うち諸収入(就学奨励費+保護者徴収金):7,972,723円≒7,973千円 ④県立特別支援学校(14校)に通う生徒の保護者(教職員を除く)	R7.10	R9.3
49	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	青少年の家管理運営費(指定管理施設光熱費高騰分)	①原油価格高騰により影響が見込まれる県立青少年の家の光熱水費及び燃料費に要する経費 ②指定管理業務委託料(光熱費・燃料費)の増分 ・県立県南青少年の家: +222千円 ・県立陸中海岸青少年の家: +183千円 ・県立県北青少年の家: +416千円 合計+821千円 ③ R7当初(R6.9.1)単価とR7.4～R7.11平均単価の差額にR7.4～R7.11の使用量実績数を乗じた額(A) R7当初(R6.9.1)単価とR7.12現在の単価の差額にR7.12～R8.3の使用量見込数を乗じた額(B) ・県立県南青少年の家 (A)R7.4～R7.11 ▲22,449円 (B)R7.12～R8.3 245,218円 計222,769円≒222千円 ・県立陸中海岸青少年の家 (A)R7.4～R7.11 126,403円 (B)R7.12～R8.3 57,423円 計183,826円≒183千円 ・県立県北青少年の家 (A)R7.4～R7.11 54,629円 (B)R7.12～R8.3 361,793円 計416,422円≒416千円 ④県立県南青少年の家、県立陸中海岸青少年の家、県立県北青少年の家の指定管理者	R7.4	R9.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
50	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	博物館管理運営費(指定管理施設光熱費高騰分)	①原油価格高騰により影響が見込まれる博物館の光熱水費及び燃料費に要する経費 ②指定管理業務委託料(光熱費・燃料費)の増分 ・県立博物館: +304千円 ③ R7当初(R6.9.1)単価とR7.4～R7.11平均単価の差額にR7.4～R7.11の使用量実績数を乗じた額(A) R7当初(R6.9.1)単価とR7.12現在の単価の差額にR7.12～R8.3の使用量見込数を乗じた額(B) ・県立博物館 (A)R7.4～R7.11 123,508円 (B)R7.12～R8.3 181,249円 計304,757円≒304千円 ④県立博物館の指定管理者	R7.4	R9.3
51	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	美術館管理運営費(指定管理施設光熱費高騰分)	①原油価格高騰により影響が見込まれる県立美術館の光熱水費及び燃料費に要する経費 ②指定管理業務委託料(光熱費・燃料費)の増分 ・県立美術館: +2,678千円 ③ R7当初(R6.9.1)単価とR7.4～R7.11平均単価の差額にR7.4～R7.11の使用量実績数を乗じた額(A) R7当初(R6.9.1)単価とR7.12現在の単価の差額にR7.12～R8.3の使用量見込数を乗じた額(B) ・県立美術館 (A)R7.4～R7.11 2,580,187円 (B)R7.12～R8.3 98,214円 計2,678,401円≒2,678千円 ④県立美術館の指定管理者	R7.4	R9.3
52	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	いわて子どもの森管理運営費(いわて子どもの森指定管理料(物価高騰対応))	①物価高騰の影響により、影響が見込まれるいわてこどもの森の光熱水費及び燃料費に要する経費。 ②指定管理業務委託料の増 ③高騰している現在の単価を使用して年間の光熱費・燃料費所要見込額を積算し、原油価格が高騰する以前に設定した指定管理料の光熱費・燃料費を超過した額 当初単価算定額10,189,000円-積算額13,117,131円=▲2,928,131円≒▲2,929千円 ④いわてこどもの森の指定管理者	R7.4	R9.3
53	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	公立大学法人岩手県立大学管理運営費交付金(価格高騰対策・光熱水費分)	①原油価格高騰等に伴う岩手県立大学における光熱費のかかり増し経費を交付し、大学の安定的な運営を図るもの。 ②18節負担金、補助金及び交付金 19,938千円 (ガソリン:R3とR7の各月単価差×R7使用量見込=96千円、A重油:R4とR7の各月単価差×R7使用量見込=8,582千円、プロパン:R4とR7の各月単価差×R7使用量見込=-23千円、電気料:R3とR7の各月単価差×R7使用量見込+R3とR7の基本料金差額=11,283千円) ③R3(R4)単価とR7年単価(見込)との差額に使用量(見込)を乗じて影響額を積算 19,938千円 ④公立大学法人岩手県立大学	R7.4	R9.3
54	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	総合防災センター管理運営費(賃金スライド分)	①指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準に一定以上の変動が見られた場合に指定管理料を増額する。 ②指定管理業務委託料の増分(賃金スライド分) ・岩手県総合防災センター: +484千円 ③積算方法 対象人員費×変動率-対象人員費×管理者負担分 ア正規職員(2名)3,693,000円×(1+4.09%)=3,693,000円×(1+1%)=114,114円 イ非正規職員(2名)5,794,000円×(1+6.61%)=5,794,000円×(1+1%)=325,043円 ア+イ=439,157円≒439,100円(100円未満切捨て) 要求額 439,100円×1.1=483,010円 ≒ 484千円 ④岩手県立総合防災センター	R7.4	R9.3
55	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	県民会館管理運営費(賃金スライド分)	①人件費高騰の影響が見込まれる県民会館の指定管理料(人件費)を増額。 ②委託料:3,129千円 ③指定管理料:3,129千円 ④県民会館利用者 ※ 算定方法 正規職員:(対象人員費×1.0409)-(自己負担分対象経費(通勤手当等)×1.0100) 非正規職員:(対象人員費×1.0661)-(自己負担分対象経費(通勤手当等)×1.0100)	R7.4	R9.3
56	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	スポーツ施設管理運営費(賃金スライド分)	①人件費高騰の影響が見込まれるスポーツ施設の指定管理料(人件費)を増額。 ②委託料:6,239千円 ③指定管理料:6,239千円 ④岩手県営スポーツ施設(7施設)利用者 ※ 算定方法 正規職員:(対象人員費×1.0409)-(自己負担分対象経費(通勤手当等)×1.0100) 非正規職員:(対象人員費×1.0661)-(自己負担分対象経費(通勤手当等)×1.0100)	R7.4	R9.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
57	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	いわて県民情報交流センター管理運営費(賃金スライド分)	①人件費の大幅な上昇が続く中、いわて県民情報交流センターを管理する団体が継続的に賃上げできる環境を整え、当該施設の維持管理ができるように指定管理料(賃金スライド分)を増額。 ②委託料:7,306千円 ③対象経費に変動率(正規職員は県人事委員会が公表する「民間給与」×(12ヵ月分+特別給年間支給割合)を前年度と比較した伸び率、非正規職員は労働局が公表する県最低賃金の伸び率)を乗じた額から、自己負担分(対象経費の1.1倍)を差し引いた額 【式】賃金スライド額=対象経費×(1+変動率)-対象経費×1.1 ④いわて県民情報交流センターの指定管理者	R7.4	R9.3
58	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	いわてリハビリテーションセンター管理運営費(指定管理料(賃金スライド分))	①人件費の大幅な上昇が続く中、いわてリハビリテーションセンターを管理する団体が継続的に賃上げできる環境を整え、施設の適切な維持管理ができるように指定管理料(賃金スライド分)を増額。 ②委託料:39,841千円 ③対象経費に変動率(正規職員は県人事委員会が公表する「民間給与」×(12ヵ月分+特別給年間支給割合)を前年度と比較した伸び率、非正規職員は労働局が公表する県最低賃金の伸び率)を乗じた額から、自己負担分(対象経費の1.01倍)を差し引いた額 【式】賃金スライド額=対象経費×(1+変動率)-対象経費×1.01 ④公益財団法人いわてリハビリテーションセンター(いわてリハビリテーションセンター指定管理者)	R7.4	R9.3
59	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	管理運営費(岩手産業文化センター)(指定管理料(賃金スライド分))	①人件費高騰の影響が見込まれる産業文化センターの指定管理料(人件費)を増額。 ②委託料:733千円 ③指定管理料:733千円 ④産業文化センター指定管理者 ※ 算定方法 対象人件費21,540,202円×(4.09%-1.0%)≒665,500円 665,500×消費税1.1=732,050→733千円	R7.4	R9.3
60	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	森林公園管理運営費(指定管理者制度分)(賃金スライド分)	①社会一般の賃金水準の変動に応じて賃金スライド額を充当することで、指定管理者の健全な経営を支援し、施設の適切な運営管理及び業務の確実な履行を確保するもの。 ②賃金スライド額(1,507千円) ③対象人件費に雇用形態別の賃金水準の変動率を乗じて算出した増減額から、賃金スライド制度開始時の対象人件費に「1%」を乗じた自己負担分を差し引いて算出した賃金スライド額(税抜)に、消費税等相当分を加えたもの。 ・R7変動率(正規職員相当):4.09% ・R7変動率(非正規職員相当):6.61% ※以下、主なもの 【県民の森】 ・対象人件費(正規・非正規込み):14,048,800円 ・R7賃金スライド額(税抜):478,000円 →R7賃金スライド額(税込):525,800円 【滝沢森林公園】 ・対象人件費(正規・非正規込み):14,024,464円 ・R7賃金スライド額(税抜):644,200円 →R7賃金スライド額(税込):708,620円 ④各県立森林公園(県民の森、滝沢森林公園、千貫石森林公園、大窪山森林公園)の指定管理者	R7.4	R9.3
61	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	緑化センター管理運営費(賃金スライド分)	①人件費高騰分経費を充当し、安定的な施設運営を図るもの。 ②給料・社会保険料 332千円 ③増減額は対象経費に賃金水準の変動率5.61%(6.61%から自己負担分1%を減じた率)を乗じて算定 5,370,900円×0.0561=301,000円(税抜) 301,000円×1.1=331,100円(税込) ④県立緑化センターの指定管理者(現:(有)山一木材)	R7.4	R9.3
62	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	広域公園管理費(広域公園等管理(賃金スライド分))	①人件費の大幅な上昇が続く中、県立都市公園を管理する団体が継続的に賃上げできる環境を整え、公園の適切な維持管理ができるように指定管理料(賃金スライド分)を増額。 ②委託料:2,540千円(内訳) ・花巻広域公園 1,323千円 ・御所湖広域公園 1,194千円 ・内丸緑地 23千円 ③対象経費に変動率(正規職員は県人事委員会が公表する「民間給与」×(12ヵ月分+特別給年間支給割合)を前年度と比較した伸び率、非正規職員は労働局が公表する県最低賃金の伸び率)を乗じた額から、自己負担分(対象経費の1.1倍)を差し引いた額 【式】賃金スライド額=対象経費×(1+変動率)-対象経費×1.1 ④各県立都市公園(御所湖広域公園、花巻広域公園、内丸緑地)の指定管理者	R7.4	R9.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
63	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	港湾管理費(賃金スライド分(リアスハーバー宮古))	①人件費の大幅な上昇が続く中、県内有数の海洋レクリエーション施設であるリアスハーバー宮古を管理する団体が継続的に賃上げできる環境を整え、当該施設の維持管理ができるように指定管理料(賃金スライド分)を増額。 ②委託料:193千円 ③対象経費に変動率(正規職員は県人事委員会が公表する「民間給与」×(12ヵ月分+特別給年間支給割合)を前年度と比較した伸び率、非正規職員は労働局が公表する県最低賃金の伸び率)を乗じた額から、自己負担分(対象経費の1.1倍)を差し引いた額 【式】賃金スライド額=対象経費×(1+変動率)-対象経費×1.1 ④リアスハーバー宮古の指定管理者(特定非営利活動法人いわてマリニフィールド)	R7.4	R9.3
64	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公営住宅維持管理費(賃金スライド分)	①人件費の大幅な上昇が続く中、県営住宅を管理する団体が継続的に賃上げできる環境を整え、当該施設の維持管理ができるように指定管理料(賃金スライド分)を増額。 ②委託料:5,245千円 ③対象経費に変動率(正規職員は県人事委員会が公表する「民間給与」×(12ヵ月分+特別給年間支給割合)を前年度と比較した伸び率、非正規職員は労働局が公表する県最低賃金の伸び率)を乗じた額から、自己負担分(対象経費の1.1倍)を差し引いた額 【式】賃金スライド額=対象経費×(1+変動率)-対象経費×1.1 ④県営住宅の指定管理者(一般財団法人 岩手県建築住宅センター)	R7.4	R9.3
65	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	青少年の家管理運営費(賃金スライド分)	①人件費の大幅な上昇が続く中、県立青少年の家を管理する団体が継続的に賃上げできる環境を整え、施設の適切な維持管理ができるように指定管理料(賃金スライド分)を増額 ②委託料(指定管理料):2,726千円 (内訳) ・県立県南青少年の家 617千円 ・県立陸中海岸青少年の家 683千円 ・県立県北青少年の家 1,426千円 ③対象経費に変動率(正規職員は県人事委員会が公表する「民間給与」×(12ヵ月分+特別給年間支給割合)を前年度と比較した伸び率、非正規職員は労働局が公表する県最低賃金の伸び率)を乗じた額から、自己負担分(対象経費の1.01倍)を差し引いた額 ※ 算定方法 正職員:(対象人件費×1.0409)-(自己負担分対象経費(通勤手当等)×1.0100) 非正規職員:(対象人件費×1.0661)-(自己負担分対象経費(通勤手当等)×1.0100) ④県立県南青少年の家、県立陸中海岸青少年の家、県立県北青少年の家の指定管理者	R7.4	R9.3
66	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	図書館管理運営費(賃金スライド分)	①人件費の大幅な上昇が続く中、県立図書館を管理する団体が継続的に賃上げできる環境を整え、施設の適切な維持管理ができるように指定管理料(賃金スライド分)を増額 ②委託料(指定管理料):6,830千円 ③対象経費に変動率(正規職員は県人事委員会が公表する「民間給与」×(12ヵ月分+特別給年間支給割合)を前年度と比較した伸び率、非正規職員は労働局が公表する県最低賃金の伸び率)を乗じた額から、自己負担分(対象経費の1.01倍)を差し引いた額 ※ 算定方法 正職員:(対象人件費×1.0409)-(自己負担分対象経費(通勤手当等)×1.0100) 非正規職員:(対象人件費×1.0661)-(自己負担分対象経費(通勤手当等)×1.0100) ④県立図書館の指定管理者	R7.4	R9.3
67	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	博物館管理運営費(賃金スライド分)	①人件費の大幅な上昇が続く中、県立博物館を管理する団体が継続的に賃上げできる環境を整え、施設の適切な維持管理ができるように指定管理料(賃金スライド分)を増額 ②委託料(指定管理料):537千円 ③対象経費に変動率(正規職員は県人事委員会が公表する「民間給与」×(12ヵ月分+特別給年間支給割合)を前年度と比較した伸び率、非正規職員は労働局が公表する県最低賃金の伸び率)を乗じた額から、自己負担分(対象経費の1.01倍)を差し引いた額 ※ 算定方法 正職員:(対象人件費×1.0409)-(自己負担分対象経費(通勤手当等)×1.0100) 非正規職員:(対象人件費×1.0661)-(自己負担分対象経費(通勤手当等)×1.0100) ④県立博物館の指定管理者	R7.4	R9.3
68	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	美術館管理運営費(賃金スライド分)	①人件費の大幅な上昇が続く中、県立美術館を管理する団体が継続的に賃上げできる環境を整え、施設の適切な維持管理ができるように指定管理料(賃金スライド分)を増額 ②委託料(指定管理料):599千円 ③対象経費に変動率(正規職員は県人事委員会が公表する「民間給与」×(12ヵ月分+特別給年間支給割合)を前年度と比較した伸び率、非正規職員は労働局が公表する県最低賃金の伸び率)を乗じた額から、自己負担分(対象経費の1.01倍)を差し引いた額 ※ 算定方法 正職員:(対象人件費×1.0409)-(自己負担分対象経費(通勤手当等)×1.0100) 非正規職員:(対象人件費×1.0661)-(自己負担分対象経費(通勤手当等)×1.0100) ④県立美術館の指定管理者	R7.4	R9.3